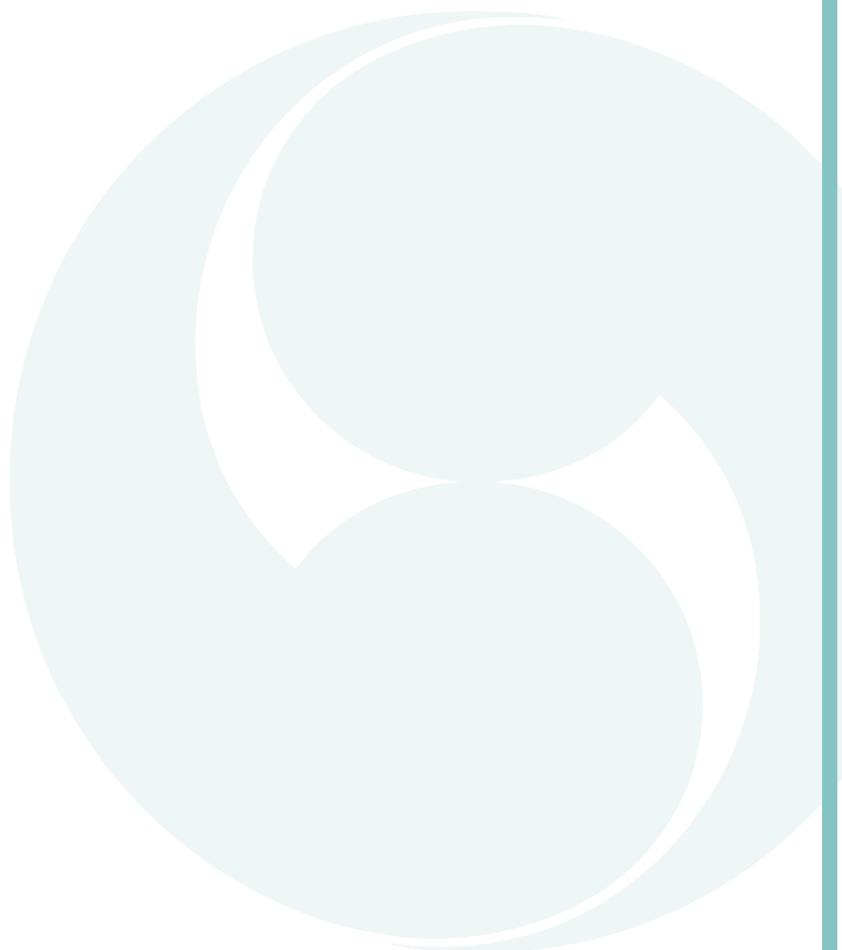


**2030赤穂市総合計画**

# **基本計画**



各施策の紙面構成（ページの見方）

将来像：「自然と歴史に育まれ 笑顔と希望あふれる 活力のあるまち」を実現するための4つの柱です。

政策：「将来像を実現するための4つの柱」を実現するためのみちすじです。

安心 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(1) 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築

①多様なつながりと支え合いによる地域福祉を進める

現状と課題



◆小児の核家族化の進行、ライフスタイルの多様化などにより地域コミュニティの弱体化が進んでいるため、地域福祉推進体制の強化が必要です。  
現状と課題：本市の現状と課題を示しています。高齢者、障害者、生活困窮者など多様な状態にある人などを把握し、適切な支援につなげることが必要です。

◆生活困窮者の抱える課題は、複雑かつ複合的なことも多く、関係機関等が緊密に連携して対応することが必要です。

施策：政策をどのような手段で達成していくかを示します。

施策の方針

施策の方針：「現状と課題」を踏まえ、施策を推進する基本的方向性を示しています。

市民が住み慣れた地域で支え合いながら、支援が行き届く体制の構築と、ユニバーサル社会づくりの実現に向け、誰もが地域社会の一員として、いきいきと安心して暮らすことができるよう、すべての人にやさしい福祉のまちづくりに取り組めます。

また、生活に課題を抱えた人が、それぞれの状態に応じた支援を受け、社会的に自立し、安心して暮らせる支援体制の整備に取り組めます。



福祉に関する相談窓口

序論

基本構想

基本計画

資料編

序論

基本構想

基本計画

資料編

第一章 安心

施策の展開：「施策の方針」を実現するために必要な項目と主要な取組を示しています。

### 施策の展開

項目	主要な取組
1 地域福祉活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇重層的な地域福祉ネットワークの構築</li> <li>◇地域福祉を推進する人材育成</li> <li>◇地域住民が主体となった活動の支援</li> <li>◇関西福祉大学との連携推進</li> <li>◇社会福祉法人の地域公益活動の推進</li> </ul>
2 地域福祉推進体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇市民ニーズの把握と関係機関との連携強化</li> <li>◇包括的な相談支援体制の構築</li> <li>◇各協議体のさらなる活性化</li> </ul>
3 すべての人にやさしい福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ユニバーサル社会づくりの推進と意識啓発</li> <li>◇すべての人に配慮した道路・施設整備の推進</li> </ul>
4 生活困窮者の自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇窓口の周知とアウトリーチ※1による相談支援</li> <li>◇関係機関との情報共有と連携の強化</li> <li>◇個別の支援プログラム</li> <li>◇地域の社会資源</li> </ul>

目標指標：「目標指標」の基準値と5年後、10年後の目標値を掲げています。

### 目標指標

指標	単位	基準値	目標値		
			2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
福祉ボランティア登録数	★ 人	612	672	722	
集いの場開設数	★ 箇所	114	210	289	

★の目標指標数値は、当該年度における数値を表しています。

### 関連個別計画

赤穂市地域福祉計画

関連個別計画：この施策を実現するにあたり関係する個別計画名を示しています。

※1アウトリーチ…生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組のこと。



1976年(昭和51年)ごろの赤穂城跡公園



2020年(令和2年)現在

# 第1章 安心

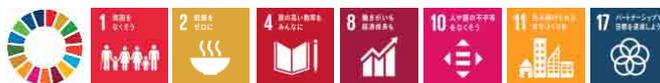
## 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

政 策	(1) 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築 (2) 健康づくりの推進といのちを守る地域医療の充実 (3) 安全な暮らしを実現する強 <sup>きょうじん</sup> 靱な都市基盤の整備
--------	---

安心 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(1) 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築

## ①多様なつながりと支え合いによる地域福祉を進める



### 現状と課題

- ◆少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化などにより地域コミュニティが希薄化し、社会的孤立の問題が深刻化しているため、地域福祉推進体制の強化が必要です。
- ◆自ら支援を求められない人や、ひきこもりの状態にある人などを把握し、適切な支援につなげることが必要です。
- ◆生活困窮者の抱える課題は、複雑かつ複合的なことも多く、関係機関等が緊密に連携して対応することが必要です。

### 施策の方針

市民が住み慣れた地域で支え合いながら、支援が行き届く体制の整備を進め、重層的な地域福祉ネットワークの構築と、ユニバーサル社会づくりの実現に向け、誰もが地域社会の一員として、いきいきと安心して暮らすことができるよう、すべての人にやさしい福祉のまちづくりに取り組みます。

また、生活に課題を抱えた人が、それぞれの状態に応じた支援を受け、社会的に自立し、安心して暮らせる支援体制の整備に取り組みます。



福祉に関する相談窓口

### 施策の展開

項目		主要な取組
1	地域福祉活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇重層的な地域福祉ネットワークの構築</li> <li>◇地域福祉を推進する人材育成</li> <li>◇地域住民が主体となった活動の支援</li> <li>◇関西福祉大学との連携推進</li> <li>◇社会福祉法人の地域公益活動の推進</li> </ul>
2	地域福祉推進体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇市民ニーズの把握と関係機関との連携強化</li> <li>◇包括的な相談支援体制の構築</li> <li>◇各協議体のさらなる活性化</li> </ul>
3	すべての人にやさしい福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ユニバーサル社会づくりの推進と意識啓発</li> <li>◇すべての人に配慮した道路・施設整備の推進</li> </ul>
4	生活困窮者の自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇窓口の周知とアウトリーチ※1による相談支援</li> <li>◇関係機関との情報共有と連携の強化</li> <li>◇個別の支援プランに基づく自立の促進</li> <li>◇地域の社会資源の把握と関係者の相互理解</li> </ul>

### 目標指標

指標	★	単位	基準値	目標値	
			2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
福祉ボランティア登録数	★	人	612	672	722
集いの場開設数	★	箇所	114	210	289

### 関連個別計画

赤穂市地域福祉計画

※1アウトリーチ…生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組のこと。

安心 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(1) 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築

## ②すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支える

### 現状と課題



- ◆出生数の低下や家族類型が多様化しており、多彩なニーズに応じた子育て支援サービスのさらなる充実が求められています。
- ◆女性の就労率の増加や幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所等の利用意向も高まっており、早期の待機児童解消が課題となっています。また、子育てと仕事を両立できる環境づくりを一層推進していくことが必要です。
- ◆安心して子どもを産み育てられる支援の一つとして、子育てに係る経済的負担の軽減が求められています。
- ◆出産や育児に対する不安やストレスは、児童虐待※1のリスクにつながる恐れもあるため、妊産婦が気軽に相談しやすい環境整備や産後ケア事業の推進が必要です。
- ◆地域のつながりが希薄になり、孤立する子育て家庭が増加する中で、子どもの貧困や児童虐待等が深刻な問題となっており、支援を必要とする家庭への対策の強化が求められています。
- ◆住民ニーズが多様化しており、児童館の運営や児童遊園地の維持管理についても、適切な対応が求められています。

### 施策の方針

安心して出産・子育てができる切れ目のない支援と環境を充実させ、次代を担うすべての子どもが健やかに成長できるまちづくりに、地域全体で取り組みます。さらに、増加・多様化する教育・保育ニーズに対応するため、幼稚園・保育所の運営体制および施設整備に取り組みます。

また、児童遊園地の施設について、引き続き、定期的な点検および修繕を行い、公園利用者が安全に利用できるよう維持管理に努めます。



育児相談

※1 児童虐待…子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為のことで、身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待に分類される。

施策の展開

項目		主要な取組
1	子育て支援環境の充実	◇子育て世帯の多様なライフスタイルや考え方に応じた子育て支援サービスの充実 ◇子育てに関する情報提供・相談体制の充実 ◇教育・保育の利用希望に対応した提供体制の充実および施設整備 ◇学校給食費など子育て家庭の経済的負担の軽減 ◇ワーク・ライフ・バランスの推進
2	安心して子どもを産み育てる支援の充実	◇妊産婦等の健康の保持増進 ◇不安を感じる妊産婦に対する相談しやすい環境づくり ◇健やかな育児のための産後ケア事業の推進 ◇不妊・不育症に対する支援の充実 ◇妊婦やそのパートナーに対する子育て意識の醸成
3	困難を抱える子どもや家庭への支援	◇子どもの貧困対策およびひとり親家庭への支援の充実 ◇児童虐待の予防と早期発見への取組の強化 ◇関係機関との連携によるサポート体制の強化 ◇特定妊婦※1や虐待のリスクのある家庭等への相談支援体制の充実
4	家庭と地域における子育て支援	◇各種情報発信等を通じた市民の子育て支援意識の醸成 ◇地域における子どもの居場所づくりの促進 ◇子育て学習センター等、親子の仲間づくりの場への参加促進 ◇住民のさまざまな利用意向に応じた児童館の運営および児童遊園地の適切な維持管理 ◇家庭や地域における食育※2の推進

目標指標

指標	★	単位	基準値	目標値	
			2018年度 (平成30年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
子育てしやすい環境にあると思う人の割合 (5年ごとにニーズ調査)	★	%	76.8	95.0 (2023年度) (令和5年度)	95.0 (2028年度) (令和10年度)
保育所待機児童の数(4月1日現在)	★	人	8	0	0
産婦健康診査2回受診率	★	%	89.2	100	100
新生児訪問時におけるエジンバラ産後うつ病 質問票※3が9点以上の産婦の割合	★	%	11.5	9.0	9.0
地域における子どもの居場所の数	★	箇所	2	10	15

関連個別計画

赤穂市子ども・子育て支援事業計画

- ※1 特定妊婦………出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。
- ※2 食育………さまざまな経験を通じて食に関する知識や食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
- ※3 エジンバラ産後うつ病質問票………1987年(昭和62年)に英国で開発された自己記入式の質問票で、産後うつ病のリスクを計る指標の一つとして国内外で最も広く使用されている。

安心 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(1) 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築

### ③障がいの有無に関わらず尊重しあえる共生社会を実現する



#### 現状と課題

- ◆障がいのある人が抱える生活課題や福祉ニーズが多様化しており、それぞれのライフステージ※1等に対応した支援が必要です。
- ◆障がいのある人や家族等の高齢化が進んでおり、緊急時や親亡き後の生活への対応を見据えた体制整備が必要です。
- ◆障がいのある人が社会の一員として尊厳を持った生活が送れるよう、さまざまな障がいに対する理解促進が求められています。
- ◆発達段階に応じた支援を行うため、障がいのある子どもの早期発見と早期療育が必要です。

#### 施策の方針

多様化する福祉ニーズに対応するため、障害福祉サービスをはじめとした生活支援サービス、経済的支援など幅広く障がいのある人を支える体制の充実に取り組みます。

障がいの有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、市民・団体・事業者等と連携し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりに取り組みます。

障がいのある子どもの特性に応じた適切な療育の実施のため、保健・医療・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、各種サービスや支援体制の充実を図り、子どもたちの健やかな成長につながるよう取り組みます。



手話講座

※1 ライフステージ…人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

### 施策の展開

項目		主要な取組
1	住み慣れた地域での生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇多様化するニーズに対応する障害福祉サービスの充実</li> <li>◇障がいに関する相談体制と関係機関が連携した支援体制の充実</li> <li>◇障がいのある人の親亡き後の生活や医療的ケア児(者)に対応できる支援体制の整備</li> <li>◇障がいのある人の地域生活を支援するネットワークの促進</li> </ul>
2	生きがいのある生活と社会参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇手話通訳者の派遣や移動支援の利用等による社会参加への促進</li> <li>◇スポーツや文化活動に参加する機会や情報の提供</li> <li>◇障がいのある人が能力に応じた就労ができる場の確保と就労環境の整備</li> <li>◇赤穂市障害福祉サービス事業所「さくら園」の運営による就労支援</li> </ul>
3	障がいを理解し共生する社会づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇障がいに対する理解を深める啓発の推進</li> <li>◇福祉の担い手の育成への支援</li> <li>◇障がいのある人とのコミュニケーション(手話、点字等)の普及啓発</li> </ul>
4	障がいのある子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇乳幼児健診等における適切な支援と相談体制の充実</li> <li>◇支援を必要とする子どもの早期発見と早期療育実施</li> <li>◇赤穂市児童発達支援事業「あしたば園」の運営による早期療育</li> </ul>

### 目標指標

指標	★	単位	基準値	目標値	
			2018年度 (平成30年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
福祉施設入所者の地域生活への移行	★	人	3	10	15
福祉施設からの一般就労者数	★	人	10	12	13

### 関連個別計画

赤穂市障がい者福祉プラン

赤穂市障がい福祉計画

赤穂市障がい児福祉計画

序  
論

基本  
構想

基本  
計画

資料  
編

第  
一  
章  
安  
心

安心 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(1) 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築

## ④高齢者が生きがいをもって健やかに暮らせる環境をつくる



### 現状と課題

- ◆高齢化の進展により、ひとり暮らし、老老介護、地域の中での孤立など、高齢者をとりまくさまざまな生活環境への対応が求められています。
- ◆高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者一人ひとりの特徴に応じた健康づくりと介護予防等を通じた地域づくりを進める必要があります。
- ◆高齢者の経験や能力を活かし、地域で活躍できる環境づくりは、介護予防、生きがいづくりの視点からも求められています。
- ◆高齢化と人口減少に伴い、介護の担い手が不足しており、人材の育成および確保のための取組が必要です。
- ◆複合的課題を抱える世帯が増加しており、地域全体で高齢者の生活を支えるシステムの推進が必要です。

### 施策の方針

高齢者の身体的、精神的および社会的な特性を踏まえ、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな保健事業と介護予防事業に取り組みます。

高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいき暮らせるよう、生きがいづくりや健康づくりを推進するとともに、支援や介護が必要となっても安心して生活できるまちづくりを進めます。



介護予防教室

## 施策の展開

項目		主要な取組
1	健康づくりと介護予防の一体的な推進	◇効果的な健康づくり活動と保健事業の推進 ◇気軽に参加できる介護予防の場の拡充 ◇地域住民が主体となった介護予防活動の支援 ◇健康づくりと介護予防に関する知識の普及啓発 ◇認知症施策の推進
2	生きがいくくりと社会参加の推進	◇老人クラブ活動への支援 ◇多様化する高齢者の生きがいくくりへの支援 ◇地域ぐるみで行うふれあい事業の推進
3	地域包括ケアシステム※1の推進	◇地域包括支援センター※2を中心とした包括的な相談体制の充実 ◇切れ目のない介護予防・生活支援サービス提供体制の整備 ◇生活支援を担う人材の育成と活動の支援 ◇地域で支え、支えあう仕組みづくり ◇関係機関との連携強化と推進 ◇高齢者を見守る支えるネットワーク体制の充実 ◇介護サービスの基盤整備と質の向上 ◇在宅福祉サービスの充実 ◇成年後見制度※3の利用促進

## 目標指標

指標	単位	基準値	目標値	
		2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
生活支援・介護予防サービス体制整備協議体の設置数 ★	箇所	1	6	11
赤穂市高齢者見守りネット協定事業者数 ★	事業所	70	80	100
後期高齢者医療保険健康診査受診率 ★	%	19.0	21.0	23.0
介護予防リーダー※4が運営する活動団体数 ★	団体	57	95	120

## 関連個別計画

赤穂市地域福祉計画

赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

赤穂市健康増進計画

- ※1 地域包括ケアシステム…要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで送ることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。
- ※2 地域包括支援センター…保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員などを配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。
- ※3 成年後見制度………家庭裁判所の手続きを通じて、成年後見人・保佐人等が、認知症や障がいにより判断能力が十分でない人を保護するため、その人の身の回りに配慮した財産管理等を行う制度。
- ※4 介護予防リーダー………地域において、自主グループ活動などを通じ、介護予防活動を推進するボランティア。

安心 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(1) 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築

## ⑤ 社会保障制度を適切かつ健全に運営する



### 現状と課題

- ◆医療保険制度は、市民のいのちと健康を保つ制度として安定的に運営していくことが必要です。
- ◆国民健康保険制度は、被保険者の高齢化や医療技術の高度化に伴って1人当たり医療費が増加傾向にあり、事業運営は厳しい状況が続くものと見込まれるため、財政運営の安定化を推進していくことが必要です。
- ◆制度改革に的確に対応するとともに、国民健康保険税・介護保険料および後期高齢者医療保険料の収入確保が必要です。
- ◆被保険者の生活の質の維持および向上を図り、医療費の伸びを抑制する観点から、生活習慣病※1の発症や重症化を予防する取組が必要です。
- ◆福祉医療費等助成制度の持続可能な制度運営により、障がいのある人やひとり親家庭等の健康保持と福祉の増進を図っていくことが必要です。
- ◆高齢化等により自立が困難な被保護世帯への適切な支援が必要です。
- ◆生活を支える年金制度を安定させるため、制度に対する理解の促進に努めることが必要です。

### 施策の方針

国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の適正かつ安定的な運営を推進するとともに、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援することにより、生活習慣病の予防に取り組むなど、医療費の適正化に努めます。また、今後も安心して医療を受けられるよう福祉医療費等助成制度の適正な運営に努めます。

市民が健康で文化的な生活を営めるよう、生活保護制度の周知と適正な運営に努めるとともに、安定した生活を送ることができるよう支援します。

日本年金機構等の関係機関と連携しながら、国民年金制度に対する正しい理解と関心を深め、制度改革についても理解を得られるよう周知を図ります。

※1 生活習慣病…食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。

### 施策の展開

項目	主要な取組
1 医療保険制度の適正な運営	◇生活習慣病の発症・重症化予防のための保健事業の充実 ◇医療費適正化対策の推進 ◇被保険者の立場に立った納付しやすい環境整備
2 福祉医療費等助成制度の適切な運営	◇福祉医療費等助成制度の周知 ◇県および関係部署と連携した適切な助成の実施
3 生活保護制度の適正な運営	◇生活保護制度の周知 ◇生活保護法に基づく適正な保護の実施
4 国民年金制度の理解促進	◇国民年金の各種制度の周知 ◇年金相談(姫路年金事務所出張相談、社会保険労務士による年金相談)の利用勧奨

### 目標指標

指標	単位	基準値	目標値	
		2018年度 (平成30年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
国民健康保険税収納率	★ %	71.80	72.50	73.00
後期高齢者医療保険料収納率	★ %	98.46	98.70	99.00
介護保険料収納率	★ %	95.34	95.50	96.00
一人当たり医療費	★ 円	424,522	472,000	508,000
後発医薬品※1使用割合	★ %	77.20	78.60	79.60

### 関連個別計画

赤穂市地域福祉計画	赤穂市国民健康保険特定健康診査※2等実施計画
赤穂市国民健康保険保健事業実施計画 (データヘルス計画)	赤穂市健康増進計画

※1 後発医薬品……ジェネリック医薬品とも呼ばれ、先発医薬品の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分や効果を持つ安価な医薬品のこと。

※2 特定健康診査……40歳から74歳の人を対象に、加入している健康保険組合等(医療保険者)が実施するもので、生活習慣病の前段階といえるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を予防・改善するための健康診査。

安心 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(2) 健康づくりの推進といのちを守る地域医療の充実

## ⑥市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援する



### 現状と課題

- ◆生涯を通じて誰もが心身とも健康で、いきいきと暮らせるための環境づくりが求められています。
- ◆本市での死亡原因が第1位のがんについて、早期発見・早期治療による救命が重要であるため、がん検診の受診率の向上が必要です。
- ◆国内におけるさまざまな感染症の流行を踏まえ、疾病の発症・重症化を予防するために必要な予防接種の接種率向上を図ることが必要です。また、市民が免疫を獲得していない新型インフルエンザなどによる感染症のまん延が懸念されるため、平時からの対応策の構築が必要です。
- ◆本市における自殺死亡率は、国や県と比較するとおおむね低く推移しているものの、ライフステージに応じた自殺対策の推進が求められています。

### 施策の方針

誰もが住み慣れた地域で、健康でいきいきと暮らしていけるまちづくりを目指し、生涯を通じて自立した生活を送れるよう、ライフステージに応じた健康づくり活動を推進します。

また、新型インフルエンザ等さまざまな感染症の流行に備え、感染症の予防と普及啓発に努めます。

近年、健康問題、経済・生活問題などが原因で自殺に追い込まれるという危機が生じていることから、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、相談支援体制の充実に取り組みます。



生活習慣病健診

### 施策の展開

項目		主要な取組
1	健康づくりの推進	◇ライフステージに応じた健康づくり活動の推進 ◇健康的な生活習慣を目指した食育の推進 ◇健康づくり無関心層を含めた健康づくり施策の推進 ◇歯と口腔機能の維持を目指した歯科保健対策の推進 ◇健康の増進に関する正しい知識の普及
2	生活習慣病予防の推進	◇特定健診・特定保健指導実施率の向上 ◇がん検診受診率の向上 ◇糖尿病重症化予防事業等による生活習慣病予防対策の推進
3	感染症予防の推進	◇感染症予防対策の推進 ◇平時からの新型インフルエンザ等の予防に関する普及啓発 ◇新型インフルエンザ等新たな感染症に対応するため関係機関との連携強化
4	こころの健康づくり	◇自殺対策の充実 ◇こころの健康に関する相談支援体制の充実

### 目標指標

指標		単位	基準値	目標値	
			2018年度 (平成30年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
健康寿命の延伸 (県が5年ごとに算定)	★ 男性	歳	79.65 (2015年度) (平成27年度)	平均寿命の増 加分を上回る 健康寿命の増加	平均寿命の増 加分を上回る 健康寿命の増加
	女性		84.28 (2015年度) (平成27年度)		
がん検診受診率	胃がん	%	9.5	50.0	55.0
	肺がん		24.3	50.0	55.0
	大腸がん		22.8	50.0	55.0
	子宮頸がん		21.3	50.0	55.0
	乳がん		20.5	50.0	55.0
ゲートキーパー※1研修受講人数		★ 人	92	302	452

### 関連個別計画

赤穂市地域福祉計画	赤穂市健康増進計画
赤穂市自殺対策計画	赤穂市子ども子育て支援事業計画
赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	赤穂市国民健康保険特定健康診査等実施計画
赤穂市障がい者福祉長期計画	赤穂市新型インフルエンザ等対策行動計画
赤穂市新型インフルエンザ住民接種計画	

※1ゲートキーパー…自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

安心 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(2) 健康づくりの推進といのちを守る地域医療の充実

## ⑦市民が安心できる地域医療体制をつくる



### 現状と課題

- ◆地域における効率的かつ効果的な医療提供体制を維持するためには、各医療機関の連携強化が求められています。
- ◆高齢化に対応するために、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供が求められています。
- ◆市民病院は、地域医療支援病院、がん診療連携拠点病院、災害拠点病院、第2種感染症指定医療機関としての機能を有していることから、今後も地域医療の拠点として機能の継続が求められています。
- ◆市民病院は、常勤医師不足と診療科偏在の解消を目指すとともに、西播磨地域の最後の砦として高度医療の実施による地域完結型医療を提供するために、近隣医療機関等と連携することが必要です。

### 施策の方針

医療・介護・保健・福祉の機関が互いに連携し、市民が安心して適切な医療を受けることができるよう地域医療体制の充実を図ります。

また、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を持つことを啓発します。

市民病院では、人口減少と高齢化に伴う医療ニーズの変化、患者が求める医療の高度化、多様化が進む中、救急医療への積極的な関わりを持ち、2022年度(令和4年度)開設予定の県立はりま姫路総合医療センター(仮称)など近隣医療機関等と連携強化を図り、西播磨地域の中核病院としての医療提供の実現を進めます。



PET-CT



市民病院新館

## 施策の展開

項目		主要な取組
1	在宅医療提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「かかりつけ医」の必要性の啓発</li> <li>◇医療・介護・福祉の連携強化</li> <li>◇在宅療養を支える入院医療体制の確保</li> <li>◇看取りを含めた終末期を迎えるための体制づくり</li> </ul>
2	救急医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇医療機関と消防の連携および広域救急医療体制※1の充実</li> <li>◇市民病院において、救急告示病院および一般・小児の救急輪番体制※2を維持し、二次救急医療体制※3の充実</li> <li>◇消防からの救急要請に対する受入体制の強化</li> </ul>
3	市民病院の安定運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇常勤医師の確保等による診療体制の充実</li> <li>◇医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携による地域医療体制の推進</li> <li>◇産科医師の確保と産後ケア体制の充実</li> <li>◇人間ドック、PET-CT検診※4などの予防医学の充実</li> <li>◇兵庫県赤穂健康福祉事務所を中心とした感染症に係る医療体制の強化</li> <li>◇西播磨地域の中核病院としての機能充実と医療需要を加味した経営</li> </ul>

## 目標指標

指標	単位	基準値	目標値	
		2018年度 (平成30年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
健診センター利用者数	★ 人	9,609	10,300	10,800
医療機関から市民病院への紹介件数	★ 件	6,987	7,200	7,400
市民病院から医療機関への逆紹介件数	★ 件	6,903	7,200	7,400

## 関連個別計画

赤穂市健康増進計画

赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

赤穂市民病院改革プラン

※1 広域救急医療体制…ドクターヘリ等の活用も視野に入れた広域的な救急医療体制のこと。

※2 救急輪番体制…各市や郡単位等の地域ごとに、休日や夜間に対応できる病院（一部有床診療所）が日を決めて順番に担当する救急体制。

※3 二次救急医療体制…入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療体制。

※4 PET-CT検診…がん治療で使われる最先端の画像診断装置（ポジトロン断層撮影装置とコンピューター断層撮影装置を組み合わせた機器）を使った検診のこと。

安心 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(3) 安全な暮らしを実現する強<sup>きょうじん</sup>な都市基盤の整備

## ⑧災害に強い安全で強<sup>きょうじん</sup>なまちをつくる



### 現状と課題

- ◆南海トラフ地震や山崎断層帯地震などによる災害に備えた海岸・河川の施設整備が必要です。
- ◆市内の住宅の耐震化率は全国平均に比べて低い水準となっているため、住宅の耐震化を計画的に進めることが一層必要となっています。
- ◆密集市街地の防災力の向上に向けた都市基盤の整備が求められています。
- ◆従来の経験やデータが通用しない予想を超える台風や豪雨による風水害・土砂災害が増加しており、減災力の向上のための環境整備が求められています。
- ◆農業従事者の減少および高齢化による、ため池等の管理体制の弱体化への適切な対応が求められています。
- ◆災害の多様化、大規模化により、公助だけではなく積極的な自助共助が求められています。
- ◆山地災害に関する知識や防災意識の向上に向けた普及啓発が求められています。
- ◆ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などの災害弱者への支援体制の充実を図ることが必要です。
- ◆災害発生時に円滑な対応がとれるように、関係機関との十分な連携・協力体制の構築が求められています。

### 施策の方針

誰もが安心して暮らせるように、風水害、地震などの自然災害から市民の生命と財産、生活を守るため、国・県との連携により、海岸・河川などの施設整備や密集市街地の狭<sup>きょう</sup>あい道路の拡幅整備等の環境整備を図るとともに、住宅の耐震化を促進します。

また、市民の防災意識や地域防災力・減災力の向上を含めた防災体制の確立を図るため、赤穂市地域防災計画およびハザードマップ※1等を適時適切に見直し、マイ避難カードの作成や近年の災害事例を教訓とした防災意識の高揚や避難行動要支援者※2に対する支援体制の充実を図り、市民が地域で取り組む実情に応じた防災づくりを支援します。

### 施策の展開

項目	主要な取組
1 防災インフラの整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇海岸防波堤(海岸保全施設)の定期点検(5年ごと)および計画的な維持管理</li> <li>◇県と連携した防潮設備等の整備促進</li> <li>◇県と連携した河川未整備区間の早期完成および河道内樹木伐採と堆積土砂除去による流下能力の確保</li> <li>◇災害予測される箇所把握と事前防止対策の実施</li> <li>◇雨水排水施設の計画的な更新と耐震化の推進</li> </ul>

※1ハザードマップ……自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

※2避難行動要支援者…要配慮者(高齢者、障がいのある人、乳幼児、その他の特に配慮を要する人)のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のこと。

2	きょうじん 強靱な市街地の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇耐震性のない住宅に対する意識啓発活動の実施</li> <li>◇住宅の簡易耐震診断の推進</li> <li>◇耐震改修工事費等補助金の交付</li> <li>◇密集市街地の狭あい道路の拡幅整備</li> </ul>
3	治山・治水事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ため池の適正な維持管理および講習会の開催</li> <li>◇排水機場の計画的な改築・施設更新による適切な維持管理</li> <li>◇頭首工・樋門等の農業用施設の定期的な点検による適切な維持管理</li> <li>◇県と連携した治山事業や荒廃林整備の推進</li> <li>◇県・市・警察・消防・地元自治会等の関係者による防災パトロールの実施</li> </ul>
4	地域防災力の向上および防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇実際の災害を想定した防災訓練や情報伝達訓練の実施</li> <li>◇自主防災組織の育成強化および地域防災リーダーの養成</li> <li>◇赤穂市防災情報ネット(ひょうご防災ネット)、赤穂市公式LINE等の活用による情報発信</li> <li>◇避難行動要支援者情報の把握</li> <li>◇自主防災組織等による個別支援計画の作成促進</li> <li>◇防災情報の提供体制の整備・充実</li> <li>◇防災備蓄品の確保・充実</li> <li>◇業務継続※1・受援体制※2の整備</li> </ul>

### 目標指標

指標	★	単位	基準値	目標値	
			2018年度 (平成30年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
耐震性が確保された住宅の割合	★	%	83.0	97.0	99.0
密集市街地の狭あい道路の拡幅整備延長	★	m	708	1,142	1,246
ため池ハザードマップの作成数	★	箇所	14	20	22
雨水ポンプ場の耐震施設	★	箇所	2	5	5
赤穂市防災情報ネット(ひょうご防災ネット)登録数	★	人	5,895	8,000	9,500
個別支援計画作成数	★	件	58 (2019年度) (令和元年度)	108	158

### 関連個別計画

赤穂市強靱化計画	赤穂市地域防災計画
赤穂市国民保護計画	赤穂市地域福祉計画
赤穂市耐震改修促進計画	赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
赤穂市災害時受援計画	赤穂市下水道総合地震対策計画
下水道ストックマネジメント計画	

※1 業務継続…大規模災害の発生により、市役所機能が低下する中であっても、市民生活への影響を最小限とするよう、災害対応業務のほか、必要な行政サービスを可能な限り維持していくこと。  
 ※2 受援体制…大規模災害発生時、市の業務継続計画で定めた非常時優先業務を実施するにあたり、外部からの応援や支援が必要な場合に、応援要請や円滑な受け入れを行うための体制のこと。

安心 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(3) 安全な暮らしを実現する強<sup>きょうじん</sup>靱な都市基盤の整備

## ⑨安心な暮らしを支える消防・救急体制をつくる



### 現状と課題

- ◆人口減少社会に対応した効果的な消防・救急体制づくりが求められています。
- ◆女性の消防職・団員の活動体制の充実によるきめ細やかなサービスの向上が必要です。
- ◆人口減少や団員の高齢化などにより消防団員数が減少しているため、団員の確保に向けた取組が必要です。
- ◆小規模社会福祉施設など新しい形態の施設に対する適切な防火指導が必要です。
- ◆危険物施設の老朽化による事故防止対策等の取組が求められています。
- ◆大規模な火災や事故等に対する備えのさらなる強化が必要です。

### 施策の方針

人口減少や災害の多様化など社会環境の変化を踏まえて、消防車両・資機材等の計画的な更新整備を図るとともに、ドローン操縦士資格取得者を養成するなど、迅速・的確・確実な災害対応ができる消防・救急体制づくりに努めます。

また、自治会や事業所、大学などに働きかけ消防団員の確保を図るとともに、消防団OBが消防団活動を支援できる体制を整備し、さらには、消防団詰所を計画的に順次建て替え、団員の活動体制の充実に努めます。

市民の防火意識の高揚を図るとともに、物品販売店舗や宿泊施設、飲食店など多数の人が出入りする建物および危険物施設等において、効果的な火災予防の推進を図ります。

自主防災組織の育成強化に取り組み、災害時に地域で助け合えるシステムの構築を推進します。



救急教室



救助訓練(車両)

### 施策の展開

項目		主要な取組
1	効果的な消防・救急体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇女性の消防職・団員の活動体制づくりの推進</li> <li>◇消防の広域化または消防指令業務の共同運用の検討</li> <li>◇消防団詰所の整備</li> <li>◇救急業務高度化の推進</li> <li>◇救急救命士の養成</li> <li>◇ドローン操縦士資格取得者の養成</li> </ul>
2	消防団員確保の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇消防団員の入団促進</li> <li>◇団員の福利厚生の充実</li> <li>◇団員安全装備品の整備</li> </ul>
3	事業所や危険物施設における防火対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇立入検査の実施</li> <li>◇違反事業所への違反是正指導</li> <li>◇専門的知識を有する職員の育成</li> </ul>
4	消防車両・資機材、通信指令設備の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇消防車両の計画的整備</li> <li>◇消防救急装備品の充実</li> <li>◇通信指令設備の維持管理</li> </ul>
5	市民の災害対応能力と防災意識の向上および応急手当の普及推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇防火防災訓練の実施</li> <li>◇自主防災組織と消防団との連携強化</li> <li>◇応急手当の普及を推進し、市民による病院到着前救護体制の構築</li> </ul>

### 目標指標

指標	★	単位	基準値	目標値	
			2018年度 (平成30年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
消防訓練、防火・防災講習会参加人員	★	人	2,297	2,700	3,000
活動救急救命士数	★	人	36	39	42
応急手当等講習会開催数	★	回	120	125	130
消防団詰所建て替え数	★	棟	3	5	7
消防団員数	★	人	587	620	620

### 関連個別計画

赤穂市消防計画

安心 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(3) 安全な暮らしを実現する強<sup>きょうじん</sup>靱な都市基盤の整備

## ⑩交通事故や犯罪のない安全な暮らしを実現する



### 現状と課題

- ◆通学路等における子どもの交通事故防止のため、危険箇所を把握し、交通安全対策を進める必要があります。
- ◆高齢者による自動車運転事故防止のため、認識しやすい交通安全施設を整備する必要があります。
- ◆地域の防犯および交通安全のため、自治会管理外灯の設置やLED化による安全な環境づくりが必要です。
- ◆窃盗・傷害などといった犯罪をはじめ、高齢者を狙った特殊詐欺や子どもが巻き込まれる犯罪への懸念から、地域で犯罪抑止に取り組む必要があります。
- ◆犯罪被害者等が受けた精神的被害の早期回復・軽減とともに日常生活を守ることが必要です。
- ◆消費生活の安全確保のため、消費者教育・啓発や消費生活相談窓口の充実が必要です。

### 施策の方針

警察・交通安全協会等と連携し、市民の交通安全意識の向上や交通安全施設の整備を図り、交通事故のないまちを目指します。また、地域における防犯灯および防犯カメラ整備や防犯活動を推進し、市民の防犯意識の向上を図るとともに、犯罪被害者等への支援内容の充実に向けた取組を検討し、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

消費生活センターと関係機関との連携のもと、啓発や積極的な情報交換、相談体制の充実を図るとともに、消費者協会活動への支援を行い、市民の消費生活の安全と利益を守ります。



交通安全教室



防犯カメラ

## 施策の展開

項目		主要な取組
1	通学路の安全確保	◇警察や教育委員会等と連携し、通学路における危険箇所対策の実施
2	交通安全のための道路・設備の整備	◇外側線等の路面標示の劣化などを把握し、危険箇所を改善実施 ◇交差点など危険箇所の把握に努め、カーブミラーやガードパイプなどの設備整備の推進
3	交通安全対策の推進	◇交通事故防止運動の実施 ◇交通安全教室の実施 ◇高齢者の運転免許証自主返納のための支援
4	防犯活動の充実	◇交通指導員による登下校時の交通立ち番実施 ◇保育所・幼稚園・学校等における交通安全教室の充実 ◇まちづくり防犯グループ、警察、防犯協会等と連携した防犯対策・活動の強化 ◇自治会管理外灯の設置やLED化への支援
5	犯罪被害者支援活動の充実	◇警察等との関係機関、NPO※1等の支援団体と連携の強化 ◇赤穂市犯罪被害者支援内容の充実に向けた検討
6	消費者教育・啓発・相談体制の充実	◇消費生活出前講座による啓発活動 ◇啓発チラシの発行 ◇資格を持つ消費生活相談員による相談

## 目標指標

指標	単位	基準値	目標値	
		2019年 (令和元年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)
交通事故発生件数(人身事故)	★ 件	147	129	110
交通事故発生件数(物損事故)	★ 件	1,107	996	885
高齢者の交通事故発生件数(人身事故)	★ 件	77	71	65
指標	単位	2018年度 (平成30年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
防犯カメラ設置台数(市、自治会管理)	★ 台	215 (2019年度) (令和元年度)	245	270
自治会管理外灯のLED灯への転換灯数	★ 灯	103	110	120
犯罪認知件数	★ 件	274	253	233
消費生活出前講座の開催件数	★ 件	3	5	8
消費生活相談の相談件数	★ 件	247	250	300

## 関連個別計画

### 赤穂市通学路交通安全プログラム

※ I NPO…Non Profit Organizationの略語。営利を目的とせず、社会貢献活動を行っているボランティア団体や市民活動団体などの民間非営利組織のこと。



1955年(昭和30年)ごろの播州赤穂駅西踏切



2020年(令和2年)現在